

日本農業技術検定 2 級実技試験免除規定

令和 3 年 4 月
日本農業技術検定協会

2 級実技免除の申請ができる学科・コース、学校および個人の要件と手続きは以下のとおりとする。

I 要件

1 指定学科・指定コース

次の要件を満たし、所定の手続きを経た学科・コースは、2 級実技試験の免除を付与した「指定学科」「指定コース」とする。

- 当該学科・コースにおける教育課程上で、2 級実技試験の選択科目別に以下の機種（工程）のうち 2 機種（工程）以上の操作を含む農業関連実習等の科目を履修していること。

選択科目	2 級実習免除に該当する機種（工程）（2 つ以上履修すること）
作物	乗用トラクタ、歩行型トラクタ（管理機）、刈り払い機、背負い式・動力防除機、運搬車、田植機、コンバイン
野菜	乗用トラクタ、歩行型トラクタ（管理機）、刈り払い機、背負い式・動力防除機、運搬車、自動播種機、接ぎ木ロボット
花卉	乗用トラクタ、歩行型トラクタ（管理機）、刈り払い機、背負い式・動力防除機、運搬車、自動播種機
果樹	乗用トラクタ、歩行型トラクタ（管理機）、刈り払い機、背負い式防除機、運搬車、スプリンクラー、スピードスプレーヤ
畜産	乗用トラクタ、歩行型トラクタ（管理機）、刈り払い機、背負い式・動力防除機、運搬車、ふ卵器、搾乳機、ロールベア
食品	穀類・大豆・イモ類の加工、野菜の加工、果実の加工、畜産物の加工、発酵食品（みそ・しょうゆ、酒類）の製造、缶詰製造、フリーズドライ食品製造、レトルト食品製造

2 指定校

学校のすべての学科・コースなどが上記の要件を満たし、所定の手続きを経た学校は、2 級実技試験の免除を付与した「指定校」とする。

3 個人

個人とは以下の（１）～（６）とする。

- （１）上記１の要件を満たす学科・コースおよび学校に属している者（指定学科・指定コースおよび指定校以外）
- （２）上記１の要件以外で学校・職業訓練施設等が主催する該当する任意の講習等を修了した者
- （３）上記１の要件を満たす学科・コースおよび学校を卒業または修了した者
- （４）１年以上の実務経験を有する農業者（農業法人の従業員を含む）
- （５）１年以上の実務経験を有する農協の営農指導員および農業改良普及指導員等
- （６）１年以上の実務経験を有する大学農場等の技術職員
- （７）その他

上記（１）～（６）に該当しない場合で、検定協会の審査によって認められた者

II 申請手続き

1 指定学科・指定コースおよび指定校の場合

日本農業技術検定協会（以下、検定協会）が定める様式に必要事項を記入し、教育課程表、年間指導計画、シラバス(補習などを含む)等を添付の上、検定協会宛に申請する。

また、学校の統合や学科変更などで教育課程上に変更が生じたときは、速やかに検定協会へ連絡するとともに、指定学科・指定コースおよび指定校の再申請を行うこととする。

2 個人の場合

２級実技試験免除の認定を求める者は、検定協会が定める様式に必要事項を記入し、必要書類を添付して検定協会宛に申請する。

- （１）Ⅰ－１の要件を満たす学科・コースおよび学校に属している者（指定学科・指定コースおよび指定校以外）

所定の様式に必要事項を記入し、在学証明書と教育課程表、年間指導計画、シラバス(補習などを含む)等を添付して、検定協会宛に申請する。

- （２）学校・職業訓練施設等が主催する任意の講習会を修了した者

所定の様式に必要事項を記入し、任意の講習会によりⅠ．１の機種（工程）のうち２機種以上の操作ないし工程を修了している証明書（修了証明書等）を添付の上、検定協会宛に申請する。

- (3) 農林水産省農林水産研究所つくば館水戸ほ場及び各都道府県農業大学校及び公益社団法人日本農業法人協会が実施する農業機械、農作業安全基礎研修会を修了した者
所定の様式に必要事項を記入し、研修修了証等を添付の上、検定協会宛てに申請する。
- (4) 公益社団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校が実施する「新規就農キャリアコース 短期」で2機種以上の農業機械の研修を修了、または「チャレンジ!ファームスクール」を修了した者
所定の様式に必要事項を記入し、修了証を添付の上、検定協会宛てに申請する。
- (5) I-1の要件を満たす学科・コースおよび学校を卒業または修了した者
所定の様式に必要事項を記入し、卒業証書・卒業証明書または修了証書等を添付して、検定協会宛に申請する。
- (6) 1年以上の実務経験を有する農業者（農業法人の従業員を含む）
- ① 個人農家
所定の様式に必要事項を記入し、農業委員会が発行する耕作証明書等（または誓約書（所定の農業機械の使用を約束するもの））を添付して、検定協会宛に申請する。
- ② 農業法人の従業員
所定の様式に必要事項を記入し、要件Iの1にある機種のうち2機種以上の機種を使った農作業を実施していることがわかる当該法人の事業概要及び申請者本人が1年以上の職歴を証明する雇用契約証明書の写し等を添付の上、検定協会宛に申請する。
- (7) 1年以上の実務経験を有する農協の営農指導員および普及指導員等
所定の様式に必要事項を記入し、所属する組織が発行する証明書（または履歴書）を添付して、検定協会宛に申請する。
- (8) 1年以上の実務経験を有する大学農場等の技術職員
所定の様式に必要事項を記入し、所属する組織が発行する証明書（または履歴書）を添付して、検定協会宛に申請する。
- (9) その他
所定の様式に必要事項を記入し、必要な書類を添付して、検定協会宛に申請する。

Ⅲ 指定学科・指定コース、指定校の有効期限

指定学科・指定コース及び指定校における実技試験免除の有効期限は、免除申請の許可日から5年間とする。なお、学科・コース、教育課程の変更があつ

た場合は無効とし、再度申請する。

IV 経費

2級実技免除の申請手数料は1,000円（消費税込み）とし、検定協会所定の口座に振り込むこととする。振込手数料は申請者の負担とする。

【振込口座】みずほ銀行 銀座支店 普通預金

【口座番号】2772364

【口座名義】一般社団法人全国農業会議所